

長崎県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和6年8月23日

長崎県後期高齢者医療広域連合議会  
議長

熊政直

長崎県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年長崎県後期  
高齢者医療広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「出席簿に署名しなければならない。」を「その旨を通告しな  
ければならない。」に改める。

第48条見出し中「要求」を「通告及び順序」に改め、同条中「議長  
」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない  
。」を「あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。」に改  
め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

第48条に次の3項を加える。

- 2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又  
は賛成の別を記載しなければならない。
- 3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

第48条の次に次の1条を加える。

(発言の通告をしない者の発言)

第48条の2 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を得なければならない。

第50条見出し中「及び」を削る。

第58条第3項及び第4項を削る。

第69条中「記名投票」を「投票」に、「第27条第2項」を「第27条」に、「及び第31条第1項」を「、第30条、第31条第1項及び第32条」に改める。

第74条中「、印刷して」を削る。

第97条見出し中「及び」を削る。

第114条中「外とう」を「コート」に、「襟巻」を「マフラー」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。